

平成30年度第2回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会 議事録

I 日時

平成30年12月18日(火) 午前10時から午前11時15分まで

II 会場

宮城県行政庁舎11階 第二会議室

III 出席者

1 委員

相原 芳市委員, 内田 幸雄委員, 佐々木 恵子委員, 田切 富之委員, 尾形 由美子委員,
千葉 由美委員, 伊藤 清市委員, 岡部 幸世委員
(10人中8人出席)

2 事務局

[社会福祉課] 鎌田参事兼課長, 多田社会福祉指導監査専門監, 小川副参事兼課長補佐(総括担当)

団体指導班 村田課長補佐(班長), 野村主幹, 藤原主事, 三浦主事

[長寿社会政策課] 介護保険指導班 吉田主任主査

[子育て社会推進室] 保育支援班 平塚主任主査, 小野技術主査

[障害福祉課] 運営指導班 佐々木課長補佐(班長)

※議事録中の課室名略称: 上から順に「社福」「長寿」「子育て」「障害」

IV 会議の内容

1 開会

- ・司会から, 半数以上の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例(以下, 委員会条例という。)第4条第2項の規定により, 会議が有効に成立している旨報告。また, 宮城県情報公開条例に基づき, 公開により進める会議である旨説明。

2 あいさつ

- ・社会福祉課長から, 第三者評価事業に係る国指針等の改正を受け, 県評価基準の改正や受審率の数値目標設定等に取り組んでいるところであり, 前回の委員会で審議いただいた対応方針, 事前にとりまとめた委員意見を踏まえ, 本日県の対応案をお諮りするのでよろしく御審議いただきたい旨あいさつ。

3 議事「福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応について」

(相原委員長) 平成30年度第2回目の委員会ということになる。資料が届いたときは、膨大で私も息をのむ思いだった。書いてあることは非常に大事なことであるが、膨大な資料に基づいて様々な福祉サービスを評価していくということで、受審する側からすると気が重くなるようなところがあるかもしれないが、それぞれの分野で考えていくと、この分量よりはかなり少なめになるのだろうと思う。いろいろな問題はあがるが、特に平成31年度から受審率を定めようということで検討されているので、そういったことも含めて実のある議論になればよいと思う。よろしく願います。

それでは、議事の福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・社福) 議事の福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応について、御説明申し上げます。資料の1ページ目、「資料1 福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応について」を御覧いただきたい。資料1については、前回7月の委員会で御審議いただいたものと同内容である。今回こちらの対応案を踏まえ、4項目にわたって県としての改正案等を作成した。具体には資料2から資料5までである。委員の皆様にあらかじめ議案一式をお送りし、修正の必要性等について御意見を頂戴した。お忙しいところ膨大で、多岐にわたる資料を御確認いただき感謝申し上げます。頂戴した御意見の結果についてとりまとめたので、御報告する。資料の4-2ページの「資料1 別紙 平成30年度第2回宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会議案に係る委員意見」に記載のとおり、原案の内容で特段の支障なし、概ね了承との御意見を9名の委員から頂戴した。受審率の数値目標設定に関して御意見を1件、「設定理由は記載されているが、年に1件ずつのみの増加目標では、事業者に対する動機づけや県民の制度への信頼性が上がらないのではないかと懸念する」旨頂戴した。また、このほか、議案に関していくつか御質問等を頂戴している。この後、県の改正案等を順に御説明するが、その中で、今回頂戴した御意見・御質問、また、前回委員会で頂戴した部分も含め、県の考え方等を御説明しながら進めていくので、よろしく願います。

それでは、資料1(P.1)にお戻り願いたい。国の指針改正等を踏まえ、県の評価制度・評価基準の見直しを行うこととしたものが4項目ある。

まず1点目、「①受審率の数値目標の設定・公表等」に関しては、平成31年度からの3年間について分野ごとに数値目標を設定し、平成30年度中に公表する予定である。41ページの「資料2 宮城県福祉サービス第三者評価に係る数値目標の設定について(案)」が設定・公表案である。はじめに、制度の概要説明の記載があり、42ページからが分野ごとの設定案となっている。今回頂戴した御質問の中に、「目標値の設定を分野ごとに行っているが、サービスごとには設定しないのか」ということもあった。その点も含め、各担当課室から、設定内容・設定の考え方について御説明申し上げます。

(事務局・子育て) 保育所分野の数値目標の設定について御説明する。資料4 2ページ、資料2の2(1)を御覧いただきたい。保育所分野における平成27年度から平成29年度までの受審件数は、記載のとおり年間10件で推移している。保育所の待機児童解消の取組により対象事業所数が年々増加している関係で、結果的に受審率が平成27年度の2.6%から、0.1ポイントずつ減少している。保育所においては、市町村から支給される委託費の中で、第三者評価に係る加算金があるにもかかわらず、受審件数が現状のとおり低迷している状況にある。これを見ると、受審費用の負担のみが受審の弊害になっているということではなく、他の福祉分野と同様、慢性的な人手不足の状況にある保育所において、やはり受審に係る事務的な負担が保育所にも大きな弊害になっている、というのが事業所側の率直な意見、という印象である。

そういった状況を踏まえ、平成31年度以降の受審率の目標値の設定の考え方については、初年度の平成31年度は29年度の数値を上回る2.5%、受審件数は11件とし、以降0.1ポイントずつ、1件ずつ上昇していくこととするものである。事前に頂いている御意見の中で、年1件ずつの増加という目標設定について御指摘を頂いているところであるが、過去の受審件数の推移を踏まえた目標値の設定としては、担当課としては妥当な数値と判断している。

なお、受審促進に向けた現状の取組としては、県において保育所を対象とした年1回の定期監査の場面で法人代表者等に第三者評価の受審勧奨を行っているほか、今年10月には全施設に対して受審勧奨のメールを送信させていただいているところである。一方、公立保育所に対する県のアプローチについては、地方機関である保健福祉事務所において毎年全施設に監査に入っているところであるが、そういった事務所における監査の場面でのアプローチを強化していくとともに、当方で毎年度開催している市町村の保育事業担当者の会議でも担当者に直接第三者評価を受審いただきたいということで積極的な取組を促してまいりたいと考えている。

なお、今年度の私立の監査において、今年度実際に受審された保育所から、受審した立場での率直な御意見ということでお聞きしているが、やはり事務作業、労力は園の運営にとって負担になったのは事実であるが、その反面、結果的にこれまでの保育所経営の振り返りという意味では非常に有意義だったとの御意見を頂いている。そういった御意見をほかの事業者にも伝えていく必要があるだろうと考えている。

前回委員会で御意見を頂いた幼保連携型認定こども園の取扱いについて、御説明させていただく。いわゆる認定こども園法の施行規則の中で、幼保連携型認定こども園における外部評価の受審と公表は努力義務とされており、県要綱で定めている評価を行う福祉サービスとしても定めているところである。これに関し、幼保連携型認定こども園に特化した評価基準ガイドラインを策定する予定があるのか、内閣府子ども・子育て本部に確認したところ、幼保連携型に対する児童福祉施設としての評価については福祉サービス第三者評価基準ガイドラインによる対応を想定していること、また、学校面での評価については幼稚園における学校評価ガイドラインによる対応を想定しているとのことで、幼保連携型に特化したガイドラインの策定は予定していないとの回答であった。いずれかのガイドラインによる外部評価を受審することにより、幼保連携型に努

力義務として求められている外部評価の受審という点では要件は満たすということや、運営費の加算が受けられる状況であることを踏まえ、今回の第三者評価の目標数値の設定には幼保連携型認定こども園を含めてはいないが、県としては認定こども園も含めて受審促進を行っていきたいと考えているところである。

(事務局・障害) 資料4 2ページ、資料2の2(2)の障害者・児福祉サービス分野の目標設定について御説明する。はじめに、受審率については、分野全体で設定しているが、これは現在の全体の受審率を考えたときに受審率が非常に低い状態にあり、サービスごとに設定する状況になっていないため、まずは全体での受審率向上を図り、サービスごとの設定については今後の動向を踏まえて検討してまいりたいと考えている。

数値目標については、初年度が6件、2年度目が7件、3年度目に8件としている。設定の考え方については、平成29年度は8件と受審件数がとても多かったものの、その前の年度までは3件と少なく、過去3年間の平均受審件数は4.6事業所、受審率は0.35%であった。目標の設定については、過年度の平均を上回る6件とし、以降毎年度1件ずつ増加させる目標とした。

委員から、年1件ずつの増加では事業者への動機づけ、県民の制度への信頼性が上がらないのではないかと御懸念についての御意見を頂いていたが、事業所から受審に関する御意見を伺っていると、費用だけでなく人的負担が非常に大きいとの声があり、過去の推移の状況から年1件ずつの増加であっても、こちらとしても非常に努力していかなければいけないと思っているところである。事業者への動機づけや県民への制度の信頼性については、目標値以外の方法で、例えば、受審することでの変化として事業所の質がどのように向上し、サービスを受ける利用者にとってどのようによいものになったのかなど、受ける側も利用する側も制度に興味を持てるように質の向上について更にアピールするなど、ほかの方法で動機づけや信頼性の向上に努めていければと考えている。

受審の促進については、利用者への重要事項説明書に第三者評価の受審状況を今年度から記載することになったので、認識を新たに持ってもらい、実地指導の際働きかけてまいりたい。それから、毎年度届出事項を県に提出する機会があるが、その届出事項の確認の際に制度の説明を行い、受審の促進を図っているところである。また、事業者の集団指導の場においても、引き続き社会福祉課と協力しながら周知に努めてまいりたいと考えている。利用者へのアプローチについては、市町村へ受審促進や利用者への周知を依頼してまいりたいと思う。

以上のような取組により、目標が達成できるよう努めてまいりたいと思う。

(事務局・長寿) 資料4 2ページ、資料2の2(3)の高齢者福祉サービス分野の目標設定について御説明する。高齢者分野についても、他の分野と同様、まずは分野全体での設定ということにさせていただければと思う。サービスごとの設定については、今後の動向を見ながら判断させていただければと思っている。設定の考え方については、平成27年度の受審件数が4件、平成28年度、平成29年度が各2件で、過去3年間の平均件数は2.7事業所となっているが、初年度としては、この2.7事業所を上回る数値ということで、まずは3件を目標として設定した。年

1件ずつの増加という目標設定ではどうかとの御懸念については、御指摘のとおり多くの事業所に受審いただくことが重要であると認識はしている。その一方で、受審件数向上に係る対策をこれまで様々講じているものの、なかなか受審料が高額であるなどがネックで低迷しているのが現状である。目標増加数を年1件ずつとしているが、これはこれまでの実績を踏まえると件数の増加そのものが厳しい状況であるということで、年1件ずつの設定ではあるが、受審率の向上に向けた今後の取組の展開により目標値を上回るような努力をしてみたいと考えている。

(事務局・社福) 続いて資料4 3 ページ目(資料2)、「3 今後の県の対応について」として、受審率の向上を図るため各種普及啓発を行っていく旨記載している。受審率向上については、ただいま各課室から説明申し上げた点、それから前回委員会で頂戴した御意見等を踏まえ、進めてみたいと考えている。

例えば、受審促進として、次年度予算の編成前に事業者へメールを送るとよいのではないかと御意見を頂戴していた。また、公立保育所が積極的に受審するよう働きかけを、との御意見も頂戴していた。これらについては、第1回委員会後、県内社会福祉法人、各種事業実施者、市町村等へメール等で働きかけを行ったところである。今後は、受審事業所へのアンケートや、ヒアリングを行い、分かりやすい受審メリットなどを把握し、委員の方からも御提言いただいているが、モデルとなるような事例案を他の事業所に周知していけるよう、取り組んでみたいと考えている。

なお、前回再受審率について御質問を頂戴した。確認したところ、制度開始以来平成29年度末現在で44.2%であった。こちらは、受審の義務づけのある社会的養護施設を除いた数字となっている。受審する際の負担が課題となっているなか、半数近くに再受審いただいていることから、こうした事業所を中心に受審に至った動機づけ等を確認し、発信していけたらと考えている。また、前回委員会において、先進事例、先進地情報などの紹介があるとよいとの御意見を頂戴した。こちらについては、現在、第三者評価に係る全国推進組織である全国社会福祉協議会において、全国を取組状況等を調査しとりまとめているところである。全国社会福祉協議会から調査結果の提供があったら、本委員会にお示しし、今後の普及啓発策の検討に活用してみたい。

続いて、資料1(P.1)の2点目、「②評価基準の改正(共通評価)」についてである。こちらについては、国の評価基準ガイドラインにおいて社会福祉法人制度の改正等により見直しが見直しがなされたことから、県の評価基準にも反映させる、というものである。個別の内容は、資料4 5 ページからの資料3の評価基準、それから167ページからの資料4のとおりとなっている。皆様には事前に御確認いただいているため、具体の説明は省略させていただくが、あらかじめお送りした資料に1点修正がある。本日改めて資料をお配りしたが、178ページ目3行目、資料4-1の保育所版「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」の一部分について、当初「管理者」としていたものを「施設長」と修正した。事前に委員から御指摘いただき全体を見返したところ、保育所版では原則「管理者」を「施設長」と置き換えることとなっているが、なお置換えの不足があったため、申し訳ないが修正させていただきたい。その他の部

分については修正はなく、あらかじめお示しした内容で本年度中に改正し、平成31年度から円滑に施行できるよう、2月の評価調査者継続研修において評価機関への周知を図ってまいりたい。

次に、3点目（P.2）、「③評価手法の見直し」については、受審時の事業者負担の軽減のため、評価を実施する際に、監査資料も含め既存資料を活用するよう、県の評価業務実施要領を改正するものである。内容は535ページからの資料5-1のとおりで、あらかじめ皆様に御確認いただいたものに修正等はない。こちらの内容で今年度中に改正手続きを行い、平成31年度から施行する予定としている。

続いて4点目、「④評価機関の認証更新時研修の導入」については、国の第三者評価機関認証ガイドライン等の改正を受け、県の評価機関認証要綱を改正するものである。評価機関が県に認証の更新手続きをする際に、直近3か年の評価件数が10件未満の場合、更新時研修の受講を義務づけるもので、未受講の場合、原則認証取消としている。本件に関し、事前に委員の方から質疑を大きく2点頂戴した。1点目は、「更新時研修の受審が必要となった場合、評価機関に所属する、評価調査者の全員が受講する必要があるのか、それとも割合や人数の規定はあるか」ということである。この点については、国ガイドラインには特段人数、割合の規定はなく、本県としては評価機関に属する評価調査者のうち1名受審すれば可、と考えている。これは、受講した評価調査者が、法人に戻って伝達研修等を行うことにより、評価機関内での情報共有、評価の質の確保が図られると考えるためである。

もう1点は、「3年間で10件以上の実績がある場合、更新時研修の受講が義務ではなく、努力義務となっているのはなぜか。実績が一定程度あったとしても、初心を忘れず客観的に自分自身を見直すため受講することが必須と考えるがどうか」ということである。この点について、本県では、評価調査者の研修として、評価調査者になるための養成研修のほか、評価調査者になった方用の「継続研修」というものがあり、評価調査者が定期的に評価のあり方を見直す機会になっていると考える。受講するには実費相当の受講料が必要であり、受審件数が伸び悩む中、評価機関側の負担も少なくないと思われるが、毎年度、全ての評価機関が受講しており、今後も積極的に受審するよう働きかけてまいりたいと考えている。今回、更新時研修の受講義務付けの線引きを「直近3年間で10件以上実績があるかどうか」で行っているが、こちらは、一定数の評価を担うことで質の確保が見込めることや、各種研修の実施状況等を踏まえ、評価機関として存続するための負担や評価機関数の確保の問題と、評価の質の確保の問題、この両方のバランスを考慮し、お示しした内容で整理・線引きしたものである。

具体の改正案は、539ページからの資料5-2のとおりであるが、こちらもあらかじめお示ししたものに變更等はなく、記載の内容で県の評価機関認証要綱を今年度中に改正し、平成31年度から施行する予定で考えている。

以上が国の第三者評価事業に係る指針改正等を受けての県評価制度・基準の見直しに関する改正案等である。あらかじめお送りした資料のうち、資料4-1（P.178）の1か所を文言修正し、案としてお諮りする。

最後に、関連して資料の2ページ目、資料2の「2 他制度の見直し」について御説明する。

こちらについては、前回委員会でお示しした内容に変更がないため、個別の説明は省略する。ただ、3ページ目、「②介護サービス情報公表システムへの評価結果掲載」については、前回委員会の審議において、「評価結果を事業者が個別に入力していった場合、その入力内容の正確性はどのように担保されるのか、国に確認いただきたい」との御意見等を頂戴した。この点について、現在システムの運用が始まっているので、その状況等を担当課から御説明する。

(事務局・長寿) 介護サービス情報公表システムへの評価結果入力に係る正確性の担保について、御説明する。確認したところ、情報の掲載は個々のデータの入力ではなく、PDFデータを掲載するようになるので、誤入力はまず考えにくい状況である。ただ、掲載された情報が本当に合っているかという確認も当然必要になってくると思うが、この点については当課で行ってまいりたいと考えている。

(事務局・社福) 議事の福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応についての御説明は以上である。よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

(相原委員長) ただいま事務局から説明があったが、御質問等あればお伺いしたいと思う。

(内田委員) 研修の件で質問したのは自分であるが、ただいまの説明の中で継続研修という言葉が出てきた。その言葉が見落としてあればわるいが、543ページからのいわゆる要綱の中にはないのではないかと思った。評価調査者養成研修、更新時研修という言葉は出ているが、年1回継続研修を受けるという言葉が要綱に入っていれば、この質問はしなかった。もし継続研修が必須の研修のような形で位置づけられているのであれば、何か1項目、継続研修という言葉を入れていただいてもいいのではないかと思う。併せて、質の担保ということがあればよいと思うのだが、一定の件数を評価していくと質の担保がされるというような話もあったが、自分たち社会福祉などの専門職からすると、慣れが逆に一番怖い。慣れてきたときだからこそ、スーパービジョンなども適切に受けて、自分の立ち位置とかが偏っていないか、見方がどうかというように、初心を忘れてはいけないと思う。同じことであるが、継続研修のようなことをこういう要綱に位置づけられればいいのかなどと思うので、御検討をお願いしたい。

(相原委員長) どうか。

(事務局・社福) 第三者評価に関しては様々な切り口の要綱や要領があるが、継続研修という言葉がないため、どこかに位置づけるような形で考えてまいりたい。

(内田委員) 実際には、全評価調査者が継続研修を受けているということでよいか。

(事務局・社福) 全評価調査者ではないが、毎年度かなりの割合で受講いただいている。

(内田委員) ぜひ要綱の辺りに位置づけていただくと、受講の動機づけにもつながるであろうし、受審にもつながるだろうと思う。

(事務局・社福) 承知した。

(相原委員長) ほかにどうか。

(伊藤委員) 今回、受審率の数値目標について意見を出させていただいた。数値目標の設定の状況

を承知しながらも、附帯意見のような形で書かせていただいた。やはり現状として、集団指導の講師をさせていただいたりもしたが、のれんに腕押しで手応えがなかなか感じられない。ただ、42ページ（資料2）の受審率の数値目標を見ると、自分が関わる障害者・児福祉サービス分野においては、事業者数の伸び率が他の分野より高い。今後もそれだけ事業者が出てくるのではないかということがある。先ほど内田委員から、慣れてきた頃が怖いというお話もあったが、逆に立ち上げたときにどれだけ質を確保しながら事業を新規でやっていくのかだとか、統計的にもあるかと思うが、2～3年くらいで経営が苦しくなってしまうだとか、そういった継続的な難しさがあると思う。利用者がいながら継続が難しい事業者などに、もう少し立ち上げのときに第三者評価みたいなものがあると、ノウハウを得ながらやっていくのかなということもある。数値目標が精査した結果だとは思いますが、利用者側からするとたかが1件、されど1件というところがあると思う。そういうふうに見えてしまうかなという部分があり、意見として書かせていただいた。（相原委員長）事務局ではどうか。障害関係のサービスは、お話があったようにかなり幅があって、評価を受けるどころではないという所も正直言っているのかもしれない。

（事務局・障害）事業所の実地指導に年にかなりの数を回っている。3年に1回、或いは2年に1回、全事業所を訪問して指導している。その中で、この第三者評価については必ず事業者と意見を交わすことにしているが、そこでは、先ほども出ていたが費用の面でのネックと、対応するのに事業所を運営していただくだけでも手一杯だという話が出ている。通常の指導の中身を出されているだけでもまた今年もやってきたのかと思われているところがある中、第三者評価はとても負担が大きいということは聞いている。ただ、そのときにこちらからは、通常の実地指導だけでは時間の制限もあり細部まではできないが、第三者評価では日頃の支援の仕方を一日付いてしっかり細かいところまで見ていただき事業者の質の向上が図られるので、ぜひ御検討くださいということは申し上げている。先ほど、事業立ち上げ時のお話があったが、通常の実地指導では6か月前後を目安に事業者の指導に入ることにしており、その中でやはり第三者評価の話を伝えることとしている。引き続き行ってまいりたいと思う。

（相原委員長）ほかにいかがか。

（尾形委員）保育分野について、先ほど子育て社会推進室の方がおっしゃったとおり現場は今人手がないということで、なかなか対応が難しいのが現実である。国でも今、質の確保、質の向上ということで検討委員会が立ち上がっている中で、その内容も押さえながら考えていくと、第三者評価のみならず、全体的な質という問題をとらえられると思う。

それから、事業者数で思ったが、これは認可保育所の数だと思うが、仙台市では小規模なものや、事業所主体型のようなところがすごく増えてきている。そういったところの質については、県ではどう考えているか少し疑問に思った。

（相原委員長）いかがか。

（事務局・子育て）ただいまお話いただいた小規模保育事業については、平成27年度の子ども・子育て支援制度施行から、それまでは認可外保育所のような位置づけだったものが市町村認可の

地域型保育事業ということで位置づけられている。企業主導型保育事業についても、平成28年度から内閣府所管で開始されている事業となる。これらについて、小規模保育事業は市町村認可ということで、毎年度監査権限を有する市町村が監査に入り、質の確保に努めていただいている。また、企業主導型保育事業については、内閣府所管ということで、事業の運営等の確認を内閣府から受託している公益財団法人児童育成協会という団体が年に1度監査に入るということになっている。ただ、こちらの企業主導型保育事業については、いわゆる認可外保育施設という類型になるので、そういった事業については、県保健福祉事務所において毎年度1回、認可外保育施設として監査に入っている。仙台市内の施設については、仙台市で対応しているという状況になっている。行政として、認可保育施設と同様の監査に入っている、という形で対応している。

(相原委員長) よろしいか。ほかにいかがか。

(内田委員) 資料4 2ページ(資料2)の受審率の数値目標の設定について、社会的養護施設の関係はどうなっているか。

(事務局・社福) 社会的養護施設については3年に1回の受審義務があり、これは引き続き同様の取扱いとなる。

(内田委員) そこは受審率という言い方には入らないかもしれないが、こちら辺の表の中に社会的養護施設というのがあればと思う。受審率は100%だろうが、同じ年度に全施設が受ける必要はあるか。

(事務局・社福) 3年間のスパンの中でどこかで1回受ければよいということになっている。施設ごとに受審年度は異なってくるが、3年間で見ると受審率は100%になるということである。

(内田委員) その辺のところを書き込む必要はないのかなと思う。もれているわけではないのだろうと思うが、全体で見たときに受審件数がそれなりにはあるということ。

(相原委員長) 福祉サービス全体で見るとちゃんと受けていますよ、ということアピールするということか。

(内田委員) 3年ごとに受審がきちんとできています、ということが目標というとなじまないかもしれないが、その他参考の中に社会的養護施設のことがあってもいいのかなと思う。

(事務局・社福) 資料4 1ページ(資料2)の一番下、「※印」部分に社会的養護施設について触れている箇所があるので、この中で状況が分かるよう文言を足す形とし、書き込む内容を検討してまいりたい。

(相原委員長) ほかにいかがか。

(田切委員) 今回、保育所の評価基準において、管理者を施設長に置き換えるという説明があったが、我々の障害福祉の分野では施設のトップは法律で管理者となっている。その辺は統一しなくてよいのか。通常施設長と呼んでいるからということで変えるのではなく、法的にどうかということで判断してもらった方がよいという気がする。

(事務局・社福) 保育所分野だけは、国の評価基準ガイドラインと実際の使用場面から、原則管理者を施設長と置き換えることとなっているが、法の規定について確認し、改めて御報告させてい

ただきたい。

(相原委員長) ほかにいかがか。

(佐々木委員) 受審率の目標値については、1件ずつ増えていってもなかなか浸透していかないというのが正直なところである。増えないよりはもちろんよいと思うが、どこかで何かをしないと、このままで行くと10年経っても10件しか増えないのか、というのが正直な気持ちである。やらないよりはやった方がいいんでしょうが、という感じで受けとめた。確か、この制度が始まったときに、高齢者分野で1番最初に受審したのが宮城県仙台市の老人福祉施設協議会の会長或いは副会長の施設だったと記憶している。経営規模が小さいところ、大きいところがあるとなかなか足並みが揃わないかもしれないが、種別協議会ごとに依頼をしてはどうか。また、受審が義務づけられている社会的養護施設がもちろん一番受審率が高いし、再受審していることになるので、受審のメリットはここからたくさん出てくるという気がする。受審のメリットがたくさん出てきてそれが発信されるというのが効果的かと思うので、検討いただければと思う。

(事務局・長寿) 冒頭でも御説明したが、今年度各事業所と市町村に対して受審促進のメールをさせていただいたが、種別協議会との連携は非常に有効であると思うので、今後連携する方向で考えていきたい。

(相原委員長) ほかに。

(内田委員) 先ほどの社会的養護施設の3年に1回の受審の数え方であるが、平成26年度に受審した施設は、次の3年はどのようなになるか。

(事務局・社福) 社会的養護施設の受審義務化は平成24年度からであるため、平成24年度からの3年間でひとつのスパンになる。平成26年度に受審している場合、次は、平成27年度から平成29年度の中で1回受審するという形になる。

(内田委員) 個別の名前は言わないが、受審の可能性があるようである。

(事務局・社福) 前回御報告した件で、平成29年度に受審予定であったが、希望する評価機関と年度内の調整がつかず、平成30年度受審となったところが1か所ある。

(内田委員) その1か所が自分の気になったところか、後ほど確認したい。

(千葉委員) 資料4 2ページ(資料2)を見ると、数値目標が年に1件ずつしか増えていない。この表を見ていて、対象となるのは施設だけでなく、在宅関係のサービスもあるのだろうと思い、資料一覧を見ると、高齢者福祉サービスには資料3の中に通所介護や訪問介護も入っている。そうすると、他の福祉サービスの数よりも、高齢者関係の数はすごく多いと思う。そういったものも細かく分けて受審率を上げていくという考えではないのか、どうして施設介護だけを1件ずつ増やしていくのを目標とするのか、少し疑問に思ったところである。

(事務局・長寿) 御指摘のとおり、資料4 4ページ(資料2 別紙)に記載の平成29年度の対象事業所数を見ると、保育所分野は421、障害福祉分野が1,036、それに対して高齢者福祉分野は1,731と一番多いサービスとなっている。その1,731事業所の内訳を見ると、特別養護老人ホームが186、養護老人ホームが9、軽費老人ホームが47であるが、それに対して

通所介護が957, 訪問介護が532ということで, 居宅系のサービスがほぼ9割占めている。通所介護などの居宅介護サービスは規模が小さく, 母数は大きいものの受審件数は少ないため, その辺を加味して1件とさせていただきたいと考えている。

(相原委員長) 冒頭の説明にもあったが, 規模の小さいところがどれだけ審査のための人手と経費等をきちんと確保できるか, というところがまとまらないような気がする。例えば, 大きな特別養護老人ホームなどであれば, これからいろいろ検討できるかもしれないが, 小規模だとこの膨大な量の資料を配って, それを職員がアンケートをとって, となるとかなり大変な状況だと思う。その辺の問題をどこかで解決していかないと, いつも一桁台の目標値にしかならないのかなと個人的には思う。そのほか, どうぞ。

(岡部委員) 保育所分野の受審率の数値目標は, 認可保育所のみ対象とのことだったが, 来年度からおそらく保育料の無償化が始まると思うが, その際に認可外保育園には金額の上限があるという資料を拝見した。認可保育所と認可外施設とで監査の基準も違うのではないかと思う。基準が同じか確認したい。

(事務局・子育て) 認可保育所と認可外保育施設では, 認可基準, 運営基準が元々多少異なっている。職員配置の基準や, お子さん当たりの面積基準などに多少の違いがある。認可保育所には運営費の助成等があるので, そちらの方が厳しい基準で運営されている。一方, 来年度以降, 消費税増税に伴う保育料の無償化ということで, その中には認可外保育施設も対象に入っている。ただ, どういった認可外保育施設が対象になるのか, 現状の国の説明では, 認可外保育施設を設置するに当たり, 設置届を都道府県に, 宮城県で言うと保健福祉事務所に提出いただき, 受理通知を出しており, 毎年度監査に入っているが, それをもって一定の認可外保育施設としての基準を満たしていることが担保されるということで, 質の担保が考えられているようである。一定程度猶予期間が設けられると聞いているが, そういった形で保育の質の確保がされているということである。認可保育所と認可外保育施設とでは, そもそも運営基準が異なっているということはあるものの, それぞれの施設類型で基準を満たしていただくということを来年度県で確認してまいりたい。委員御指摘の運営の質を同等とするべきではないかということについては, 認可外保育施設であっても, 認可外の基準を満たせば, 当然ながら教育保育, 安全の確保について担保されるということが前提となっているので, 御承知いただければと思う。

(相原委員長) よろしいか。ほかにいかがか。

(伊藤委員) 今後, いかに受審勧奨ができるか, 受審を促すようなアイデアなど出せればと思う。と言いながらも, なかなか決め手はないけれども。自分も機会を見てできることがあればと思う。

(相原委員長) 事務局でもなかなか答えづらいと思う。数値目標を出しながらやっていくということであるが, 先ほど事務局から説明があったように, かなり人手や経費の問題はあるが, 受審の成果をそれぞれの施設の協議会辺りでどれだけアピールできるのか, そういうことも非常に重要なことだと思う。もう一つは, 小規模の様々な事業所があるが, まずは法人組織をきちんと持っているところはきちんと受けなさい, という大前提が崩れるとなかなか難しいかもしれないと思

う。審査をする側も一生懸命努力をしながら、少ない経費でやっているという感じだと思う。しかし、経費等も含めて支援費の中で考慮することを考えている行政もあるようだが、そういうことも含めていろいろ検討していく必要があるのではないかと。今日いろいろ委員から御意見が出たが、それも含めて示された内容でスタートしていきたいと思うがいかが。いろいろ検討した部分も、これから考慮せざるをえないと思うがよろしいか。

〔全委員了承〕

4 報告「第三者評価機関の募集について」

(相原委員長) 次に、次第4の報告、第三者評価機関の募集について、事務局から説明願う。

(事務局・社福) 第三者評価機関の募集について、結果を御報告する。資料5 4 9ページ「資料6 第三者評価機関の募集について」を御覧いただきたい。宮城県では、福祉サービス第三者評価機関認証要綱及び要領に基づき、福祉サービス第三者評価を行う評価機関を認証している。認証に当たり毎年度募集を行っており、今年度はホームページへの掲載や、これまでの評価調査者養成研修修了者の所属法人等への募集要綱の送付により、平成30年11月1日から30日まで募集を行った。その結果として、応募件数はなし、ということではあったが、今回これとは別に、他の都道府県において評価機関として活動している法人から、今後宮城県でも認証を受けたいとの御相談を受けた。現在は記載のとおり県内の評価機関は4法人であるが、来年度はもう一機関増える可能性があることを併せて御報告する。

(相原委員長) 御質問等あるか。よろしいか。御質問がないということなので、次に移りたいと思う。

5 その他

(相原委員長) その他として、この機会にお話ししたいことがあればお願いします。特になければ、よろしいか。事務局どうぞ。

(事務局・社福) 本日は貴重な御意見を頂戴し感謝申し上げます。頂いた御意見を基に、要綱に継続研修の文言を追加するほか、受審率の数値目標の設定資料に社会的養護施設に係る事項をもう少し追加する等、資料内容を調整させていただきたい。その際、委員長に御相談した上で、委員の皆様にお送りして御確認いただき、年明けに要綱改正等を行うということで進めさせていただければと思う。また資料をお送りするようになるので、よろしく御願ひ申し上げます。

(相原委員長) ほかによろしいか。なければ本日の議事を終了する。御協力いただき感謝する。

6 閉会